

東日本大震災の被災地における建築物の解体現場の状況

環境省資料9

自治体名	青森県	岩手県	宮城県	福島県
<p>公費解体の状況</p>	<p>(1) 公費解体建築物棟数 393棟 (実施主体別内訳: 八戸市228棟、三沢市60棟、おいらせ町98棟、階上町7棟) (2) 公費解体建築物割合 不明(公費以外の解体建築物棟数を把握しきれていないため) (3) 公費解体時における石綿被災防止対策の指導状況 市町から解体事業者に対して、次の事項を指導 ・解体予定建築物に石綿含有建材が使用されているか現場状況調査を行うこと。 ・特定建築材料が含まれている場合は、石綿除去に係る工事を別途実施すること。 ・特定建築材料以外の石綿含有建材が含まれている場合は、その使用状況を報告の上、関係法令等を遵守し解体作業を実施すること。 ・環境省、国交省、厚労省のマニュアルを参考にすること。 ・解体作業時に防じんマスクの着用を義務づけること。 ・養生、散水、立入禁止の表示、保護具を使用すること。 ・運搬時にはシートで覆って飛散防止すること。 ・解体後の保管期間は一箇所に集めてシートで覆っておくこと。</p>	<p>(沿岸各市町村で把握できた件数のみ) (1) 全解体建築物に占める公費解体建築物の割合 総解体数 1,505棟 公費解体数 1,446棟 (2) 公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況等 ・石綿飛散防止対策に係る指導は、公費解体実施時にのみ行っているものではなく、自主撤去等の場合にも実施している。 ・これまでアスベストの使用が疑われる案件のなかった自治体を除き、アスベストの有無の確認(石綿則第3条調査)は実施している。また、解体仕様書(特記仕様書)等へアスベスト対策について記載し、確実に対策が実施されるようにしている。 ・アスベスト等有害廃棄物の取扱いについて、業務従事関係者に勉強会等を通して周知・指導している。</p>	<p>別紙のとおり(仙台市分別掲)</p>	<p>(1) 被災市町村では、災害廃棄物処理事業として、建物所有者に代わって解体工事を業者に依頼している。 【津波被害が甚大であった地域における公費解体の状況(H23.12.19)】 いわき市 240件 南相馬市 820件 相馬市 300件 新地町 223件 広野町 70件 原子力災害警戒区域の1市5町(南相馬市小高地区、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、浪江町)では解体工事実施予定については未定。 建設リサイクル法に基づく解体工事届出状況(H23.4～H23.9) 289件 (2) また、公費解体工事業者に対してはスレート材(レベル3)がある場合は原則手作業で解体することや、散水することについて指導している。 なお、今回の震災において、県では周辺住民や作業従事者の健康の保護のため、アスベストの飛散防止対策に万全を期すよう建設関係団体へ周知・依頼している。</p>
<p>散水に必要な水の確保状況</p>	<p>・建築物解体時において、断水地域はなかった。</p>	<p>・住民が生活している地域については、断水地域はない。 ・ほとんどのがれき集積場で粉じんが舞い上がる場所での散水が実施されている。 ・がれき集積場付近は民家がないため、水道の復旧しているところはほとんどない。代替手段として散水車を利用している。消防の協力を得ている地域もある。 ・ほとんどの解体現場で散水は実施されている。(水道が復旧していない地区では、散水車で対応。)</p>	<p>別紙のとおり(仙台市分別掲)</p>	<p>・津波被害が甚大な3市2町(いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、新地町)における水道が未復旧のエリアの状況は次のとおりである。 ・住人は不在である。 ・一般住宅(木造家屋)がほとんどであり、既に津波により流失している状況。 ・解体工事、がれきの除去作業においては水がない場合は、散水車を使用するなど水を確保している。</p>
<p>パトロール実施状況</p>	<p>(1) 【全国一斉パトロール(10月)】 ア実施月日 県三八地域県民局: 10月19日～28日 八戸市: 10月19日～27日 イ実施機関 県: 建築部局及び環境部局合同、建築部局及び労基署合同 八戸市: 建築部局単独、建築部局、環境部局及び労基署合同 ウ対象 県、八戸市: 解体工事 エ指導状況 県: 石綿含有建材の使用確認を助言するとともに、分別解体の実施状況等を確認。 八戸市: 石綿含有建材の分別状況等を確認。 (参考: 県及び八戸市が実施したパトロール現場において、石綿含有建材の使用は確認されなかった。) (2) その他 【おいらせ町】町健康衛生課では、公費解体時(6月～8月)に、現場の養生の状況等の確認を実施。 【階上町】町健康衛生課では、4月中旬までほぼ毎日、建築物解体作業現場の安全確認等のパトロールを実施。</p>	<p>(1) パトロールの頻度(実施月日)及びパトロール実施機関(環境部局単独、労基署・建築部局・廃棄物部局等との合同) ・これまで実施したパトロールは、県の出先機関の環境部局(廃棄物担当を含む)単独であり、他部局・他機関との合同では実施していない。 頻度については不定期であるため、出先機関によって異なるが、少なくとも1公所で震災後100回以上は実施している。 なお、当県独自の大気環境のアスベスト測定で、がれきの集積場等でも測定を実施しており、その際に周辺のパトロールは実施している。 (2) パトロール対象(建築物解体現場、がれき処理場 など) ・主にがれきの置き場(がれき選別場所含む)をパトロールしている。 (3) 指導状況 ・アスベストに特化した指導だけでなく、がれきの適正処理全般に係る指導を実施している。 現場責任者に、粉じん発生防止に係る散水車の準備・使用、防じんマスクの着用徹底、保管の高さの遵守、火災予防などを現地指導している。 (4) 特記事項 ・労基署がパトロールして把握した、アスベストが使用されている可能性のある建築物に係る情報を入手し、関係市町村へ情報提供し、解体の際にアスベストの分析等を確実に実施するよう指導している。 ・東北アスベスト調査診断協会に、今後解体される建築物でアスベストが使用されている可能性のある建築物を調査してもらうよう依頼しており、情報提供してもらった後、関係市町村へ情報提供予定である。解体の際にアスベストの分析等を確実に実施するよう指導することとしている。 ・当県で実施した大気環境中のアスベスト測定は、延べ137地点。 (仮設住宅等住居地域87地点、がれき集積所等50地点、全地点で1本/L未満。)</p>	<p>(仙台市分別掲) 環境・廃棄物・労基署合同 10日、その他 20日(建築物解体等現場 34件)</p>	<p>県内6の環境部局出先機関において、今年度(H23.12.13現在)延べ79日145件の現場への立入を実施。 パトロールは県環境部局が実施するほか、労基署、県建築部局及び県廃棄物部局等と合同で実施して、建築物解体状況及びがれきの保管状況を確認している。 【対象】 ・大気汚染防止法の届出がされた解体現場 ・建設リサイクル法に係る合同パトロール ・がれきの集積場 【指導状況】 ・アスベスト含有の有無が不明な建材について分析を行い、結果が出るまで工事を中止するよう指示した他、養生シートがはがれている箇所の修復、解体工事の表示等を指示した。</p>

自治体名	茨城県	栃木県	千葉県	仙台市
公費解体の状況	<p>(1)民間建築物の公費解体は1市のみで実施している。 ・木造建築物のみを対象。 (2)解体件数 553 件(平成23年12月15日現在,今後予定 313 件) (3)指導状況:解体業者に対して,防じんマスクの着用,水の散布,石綿含有廃棄物の適切な処理を指導している。</p>	<p>(1)全解体建築物に占める公費解体建築物の割合(件数) ・全解体建築物 …… 不明(建設リサイクル法届出数:854 件) ・公費解体建築物 …… 1件 (2)公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況等 ・公費解体建築物1件について,石綿含有建材の使用は無い。 (宇都宮市) 県有施設について,震災関連で解体した事例なし。</p>	<p>(1)公費解体については,市町村からの災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の申請は現時点で無い。</p>	<p>(1)全解体建築物に占める公費解体建築物の割合 公費解体の状況 受付件数6,062 発注件数5,986 工事着手件数2,420 工事完了件数3,149(12/1現在) 建設リサイクル法届出の状況(解体に係る届出,通知) 1,275 全解体建築物数のデータがないため割合の計算はできない。 (2)公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況 作業実施業者に対する石綿飛散防止対策,曝露防止対策講習会の開催 非飛散性の場合は常時散水などの湿潤化により飛散防止を行うよう指導 石綿を使用した建築物については,アスベストの除去等について定めた特記仕様書により,除去工事を発注。 (3)その他 平成23年11月28日付環水大大第111128001号についての対応ではないが,11/28に市内において解体工事に伴う石綿飛散事故が発生したことから,作業実施業者に対する飛散防止対策の徹底について通知している(12/9付)。</p>
散水に必要な水の確保状況	<p>・県内において断水地域はありません。</p>	<p>・断水地域の有無 無し ・代換手段 無し (宇都宮市) 断水の地点なし。</p>	<p>・断水地域なし</p>	<p>・12月時点では断水地域はなく,宅地被災地区の一部では応急仮設給水の地区はあるものの必要な給水は確保されている。</p>
パトロール実施状況	<p>(1)大気汚染防止法上の届出があった作業現場への立入検査については,通常業務として実施している。 (2)建設リサイクル法に係る全国一斉合同パトロールについては,10月下旬に実施した。 ・実施機関:県民センター環境・保安課,建築指導課及び労働基準監督署 ・対象:建設リサイクル法の届出がされた建築物解体現場 ・指導状況:標識の掲示,分別解体の徹底,アスベストの適正処分等について口頭で指導した。</p>	<p>(1)東日本大震災の被災家屋解体に伴い,大気汚染防止法第18条の15第1項に基づく特定粉じん排出等作業に係る立入検査を1件実施した。 なお,労働基準監督署や市建築指導課との合同パトロールの実績なし (宇都宮市) ・廃棄物担当部局,建築担当部局,労働基準監督署とともに立入り調査を実施している。</p>	<p>(1)パトロールの頻度(実施月日) 6月まではほぼ毎日,以降,月2回程度 (2)パトロール実施機関(環境部局単独,労基署・建築部局・廃棄物部局等との合同) 廃棄物部局 (3)パトロール対象(建築物解体現場,がれき処理場 など) 旭市内の災害ごみ仮置場 (4)指導状況 特になし (5)その他特記すべき事項 特定粉じん排出等作業届出があった現場への立入検査や建設リサイクル法の全国一斉パトロールについては従来どおり実施している。</p>	<p>(1)解体現場(大気汚染防止法届出あり)(64日,解体現場80現場86工区(12/15現在)) ・原則,工区ごとに養生確認のため環境担当と廃棄物担当で立入検査実施。 不適正事項が見つければ,労基,廃棄物担当と再度立入。 ・環境担当が,10月~11月に計2箇所,敷地境界,負圧除塵機出口で環境測定。(2日,解体現場2現場) (2)解体現場(大気汚染防止法届出なし) ・環境担当が建設リサイクル法の届出台帳をもとにアスベスト使用可能性が高い建築物を選定し,労基,廃棄物担当,建築担当に声をかけ合同でパトロールを行う(月1回程度)。(3日,解体現場3現場) ・環境担当が,7~10月に計4箇所,非飛散性の石綿含有建築材料を使用している解体現場で環境測定。(4日,解体現場4現場) (3)解体現場(建リサパトロール週間) ・建築担当が解体現場を選択し,廃棄物担当,環境担当と合同でパトロールを行う(10/17~21)。(5日,解体現場18現場) (4)がれき撤去作業現場 ・環境担当が,6月に計4箇所環境測定実施。(4日,がれき撤去現場4現場) (5)がれき・震災廃棄物等搬入場 ・廃棄物担当が随時(週2回程度)パトロール。 ・環境担当が4月から月1回,敷地境界の環境測定。(24日,がれき・震災ごみ搬入場30現場)</p>

【別紙 宮城県の状況（仙台市を除く）】

1 公費解体の状況（全解体建築物に占める公費解体建築物の割合，公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況等）

山元町	<p>全解体建築物に占める公費解体建築物の割合は99%を超えると思われる。 公費解体実施時における指導状況等については被災建物等解体・撤去工事（その21）特記仕様書参照</p>
亘理町	<p>(1) 全解体建築物に占める公費解体の建築物の割合 公費解体建築物は約1,650棟（ ）であり，撤去を目的とした解体であれば，ほぼ100%公費解体と思われます。修繕を目的とした解体は所有者負担で行っており，実数は把握していません。 津波の浸水地域においては，すでにながれきとなっていた建築物と解体すべき建築物とが複雑に混在し，それらを区別することが困難な現場状況であり，また，がれきの撤去については，速やかに実施するものとしていたため，委託業者にはがれき撤去と解体撤去を一括して委託しており，解体建築物件数には流失建築物の件数も含まれている。</p> <p>(2) 公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況 全委託業者との打合せ（毎日実施）の際，防塵マスクの着用，住宅地周辺での解体作業時の養生・撒水等を随時指導している。</p>
岩沼市	<p>公費解体状況はおおよそ90～95%ぐらいと思われる。 石綿防止対策の指導状況は，県の指導どおり行っています。また，石綿が懸念される建物の検査を行いました。</p>
名取市	<p>全壊の住家は2,805棟，非住家は944棟（市災害対策本部発表）となっているが，これはほとんどが津波により流出した棟数と捉えており，がれき収集作業が実態であり，建物解体との捉え方は困難です。 津波被害地区以外の地震の揺れによる損壊建物の解体件数は，269件です。 地震の揺れによる損壊建物の解体はほとんどが木造住宅である。 ただし，解体作業に当たっては，マスク，手袋，ヘルメットなどの装備を身につけた上，十分な散水を実施しながら作業を実施することとし，石綿を含有している場合でもその飛散，ばく露を起ささないよう念のため口頭で指導しています。</p>
多賀城市	<p>(1) 発注した公費解体件数（11月末）882件 (2) 公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況 ・散水やシートでカバーする等の対策を講じること。 ・石膏ボード類については，飛散しないよう袋詰めし，市が指定する搬入場所へ</p>

	<p>搬入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト吹付材があった場合には、作業を中止し市へ連絡しその指示によること。 <p>以上を仕様書（別添）に記載し、注意をしている。</p> <p>また、吹付材があった場合は、アスベスト定性検査を行い、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）に基づいて適切に処理するよう指導している。</p>
塩竈市	<p>公費解体は100%</p> <p>県通知(環対第344号,平成23年12月1日付け)にもありますように,以前からも大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等の作業徹底についてにあります様,法令遵守で解体作業を実施しています。</p>
七ヶ浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・公費解体は100%（進捗率91%） 1,235件中789件が建築物,残りはブロック塀等 ・石綿飛散防止対策の指導状況 <p>散水ができない地域は,ほとんど住民は住んでいません。</p> <p>がれき置き場へ搬入する手続き(受付)のとき,解体工事のとき,石綿飛散をしないように,散水や,袋に入れて搬入することなど指導</p> <p>がれき置き場へ搬入された,石綿については,散水し,すべてトンパックに入れて,飛散しないよう保管しております。</p>
利府町	<p>(1) 公費解体は95%程度</p> <p>公費解体家屋の建築物は,現在130棟</p> <p>居住していない建築物は,公費解体の対象外としている。ただし,廃棄物としては受入をしている。</p> <p>(2) 石綿飛散防止対策の指導状況</p> <p>町で発注している建設災害防止協議会の解体業者と事前打合せで注意事項として説明し,石綿がある場合は役場に連絡を入れてもらうことになっているが,現在のところ報告はない。</p>
松島町	<p>(1) 全解体建築物に占める公費解体建築物の割合(公費以外の解体は不明。ただし,100%公費の見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全解体建築物数 不明(公費適用分731棟) ・公費解体建築物数(731棟,町の直接発注分)491棟 <p>(2) 公費解体時における石綿飛散防止対策の指導状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町で解体工事を発注している災害防止協議会と毎週打合会を実施し,解体現場での注意事項や県からの通知の写しを配布して指導している。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に石綿の有無や工事現場の状況確認等必要な建築物については工事実施業者と現地打合せを実施して指導

女川町	<p>(1) 全解体建築物に占める公費解体建築物の割合 644件 平成23年11月11日の解体件数</p> <p>(2) 公費解体時における石綿飛散防止対策の指導状況 石綿の有無を問わず常に撒水しながらの解体及び防塵マスク装着を契約に含めている。</p>
南三陸町	<p>(1) 全解体建築物に占める公費解体建築物の割合 公共建物を除く公費解体建物の解体は、95%以上を終了している。 なお、被災地区の住民は、仮設住宅等に移住しているため作業エリアの居住はありません。</p> <p>(2) 公費解体時における石綿飛散防止対策の指導状況 業者打合せ時に、散水による飛散防止とマスク、手袋等の保護具の着用を口頭で指導</p>
気仙沼市	<p>(1) 全解体建築物に占める公費解体建築物の割合 不明 公費解体とならない建物（大企業等）の解体件数を把握していません。 自主解体した場合の公費負担の受付をまだ行っていないため、解体件数を把握していません。 市に解体を申し込んでいる建築物の件数は、平成23年11月末現在、約1,700件です。</p> <p>(2) 公費解体実施時における石綿飛散防止対策の指導状況 業者との打合せ等の際に口頭で指導しています。特に文書化していません。</p> <p>(3) その他 解体工事の際の石綿飛散防止対策の徹底については、業者との打合せ等の際に口頭で指導しています。また、現在、石綿等が吹き付けられていると疑われる建物の含有調査を実施しており、含有が認められた建物の解体工事発注の際には、仕様書に石綿等の飛散防止及び適正処理について盛り込むこととしています。</p>
宮城県	解体実績無し

2 散水に必要な水の確保状況（断水地域の有無，代換手段）

山元町	上水道未復旧区域の解体については未発注。発注区域については生活区域のため、解体に伴う散水は上水道を使用している。
-----	--

亘理町	<p>建物が全て損壊・流失した区域には断水しているか所があるが、居住している住民はほとんどいない。撒水が必要な場合は水タンク車や車載タンクにより水を運搬し対応している。</p> <p>また、現場周辺に住民の居住している区域では水道は復旧している。</p>
岩沼市	断水地域はありません
名取市	損害家屋の解体現場にて断水している地域はありません。
多賀城市	断水地域無し
塩竈市	今までアスベスト発生はなく、散水等は作業敷地の水道栓を利用し、現在断水地域での解体作業はありません
七ヶ浜町	断水地域無し
利府町	断水地域無し
松島町	<ul style="list-style-type: none"> ・断水地域無し ・各解体建築物に設置された水道を仕様
女川町	断水地域は無し、水の確保状況は川水を利用
南三陸町	現在は、住居として居住している地域の断水は無い
気仙沼市	解体工事の際の散水は、原則として散水車でを行っています。
宮城県	震災廃棄物対策課が行っている災害廃棄物処理事業において、上水道、工業用水道が利用できない場合には、地下水を水源として確保することとしております。

平成 23 年度 被災建物等解体・撤去工事（その 2 1）特記仕様書

1 一般共通事項

①提出書類

施工計画書、下請負業者通知書、工事着手届、作業報告書、工事写真、工事完成届
その他監督員の指示によること。

②工事写真

建物ごとに着工前、施工中（各工種ごと）、完了後を撮影し、サービスサイズで提出
すること。

基礎部撤去後、埋戻し前の写真も提出すること。

デジカメ撮影も可とする（解像度ほか監督員と要協議）。

③保険等

第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）、その他必要な保険等に参加すること。

④過積載防止対策

道路法、道路交通法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する
特別措置法等の法令事項を遵守し、過積載防止に努めること。

⑤動力用水光熱費

解体作業等に必要水道、電気は請負者の負担にて用意すること。

⑥工事現場周辺の対策

工事期間中は工事車両等の運行に十分留意し、付近住民の安全を確保するように努め
ること。

⑦作業従事者の安全確保

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の
徹底について（その 2）」（平成 23 年 3 月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、
労働衛生課長、化学物質対策課長通知）及び「東日本大震災に係るがれき処理に伴う
労働災害防止対策の徹底について」（平成 23 年 4 月厚生労働省労働基準局安全衛生部
長通知）により、作業従事者の安全確保を講ずること。

⑧関係法令の順守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等、関係法令に基づき工
事を適正に行うこと。

⑨排出ガス対策型建設機械について

使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械・低騒音低振動型建設機械の指定を
受けた建設機械を使用すること。

⑩その他

仕様書に明記されていないことは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体
工事共通仕様書・同解説」平成 18 年度版及び「宮城県土木部制定土木工事共通仕様書」
に順ずる。

2 工事について

①別添「解体建物位置図」及び「解体建物一覧」の建物等の解体を行うこと。

②建物の解体範囲は建物敷地内の上屋、小屋、車庫、基礎、ブロック塀、敷地内の配管
等であり、地下室及び浄化槽などの地下設備は解体対象外とする。

③指定のあった犬走り、ポーチ、庇等は建物本体に含まれるものとし、解体を行うこと。

- ④建物内に残置されている家具、家電、生活用品等も撤去及び搬出を行うこと。
- ⑤工区内の解体する建物の順番は施工計画書に記載すること。
- ⑥写真は対象物の寸法がわかるように撮影すること。
- ⑦工事開始前と完了後に建物所有者及び監督員に連絡をとり、現地の確認を行うこと。
- ⑧工事用簡易トイレを地域に1箇所設置すること。
- ⑨交通誘導員を配置すること。
- ⑩建具、内装、設備は原則手解体とする。ただし、作業の危険性を考慮して監督員が認めたときはこの限りではない。
- ⑪エアコンについては、室外機のプロンガスを封入のうえ、取り外しを行うこと。
- ⑫庭木の伐採・抜根、庭石の撤去は行わないこと。
- ⑬土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属釘等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝を保存すること。
- ⑭発生材の分別は解体現場敷地内で行い、分別品目は別表1のとおりとし、監督員の指示する置場まで運搬すること。
- ⑮基礎部撤去後に生じた穴は、土砂等で充てん敷き均しを行い、転落防止の策を講ずること。
- ⑯工事期間中は解体建物に対し十分に散水を行うなどし、必要な防塵対策を講ずること。
- ⑰上下水道、ガス、電気、電話、有線等の各事業者と協議の上、切り離し作業を行うこと。
- ⑱解体作業中に、現金、貴重品又は思い出の品などを発見した場合は、監督員と協議すること。
- ⑲現場代理人は他工区の被災建物等撤去・解体工事との兼務は認めない。
- ⑳既発注済の他工区の被災建物等撤去・解体工事を受注している場合、先の発注を優先すること。
- ㉑その他、解体方法や廃棄物の分別及び処理に疑義が生じた場合は監督員の指示に従うこと。

別表1

区 分	品 目		
可 燃 物	木くず		
	廃プラスチック類、廃タイヤ		
	可燃粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）		
	その他（紙製品、布製品、衣類、布団等）		
不 燃 物	がれき類（コンクリート殻、アスファルトコンクリート殻）		
	ガラスくず、陶磁器くず、瓦		
	金属くず		
	不燃粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）		
特定品目	家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）		
	4品目以外の家電		
	パソコン		
	有害廃棄物	廃石綿（飛散性：吹付石綿、保温材等）	
		石綿含有廃棄物（非飛散性：スレート、サイディング、石膏ボード、Pタイル）	
PCB含有機器（トランス、コンデンサー等）			
感染性廃棄物（注射器等）			

3 有害物質について

- ① 廃石綿が混入している可能性のある廃棄物があった場合には、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（環境省通知）に基づいて処理を行い、監督員の指示する置場まで運搬すること。
- ② スレート、サイディング、石膏ボード、P タイルは石綿が含有していると想定し、十分に湿潤及び必要以上に破碎をしないようにし、それぞれフレコンバッグ等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して、監督員の指示する置場まで運搬すること。また上記①の通知も参考とすること。
- ③ PCB が混入している可能性のある廃棄物があった場合には、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について(実務担当者用)」（環境省通知）に基づき、監督員の指示に従うこと。
- ④ 感染性廃棄物が混入している廃棄物があった場合には、「災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて」（環境省通知）に基づき、監督員の指示に従うこと。

4 暴力団等の排除について

- ① 受注者が、この契約の履行期間中に山元町暴力団等排除措置要綱(平成 20 年 11 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。)別表 2 各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- ② 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表 2 各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- ③ 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

5 その他

請負金額 2500 万円未満の工事について、条件を満たす 2 件の工事まで現場代理人の兼務を認めることとする。

別表 2 (山元町暴力団等排除措置要綱第 3 条、第 7 条、第 8 条関係)

措 置 要 件	
1	有資格者の役員等(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。)が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。

2	自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと警察から通報があり又は警察が認めたとき。
3	暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
4	暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
5	暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり又は警察が認めたとき。

5 工 期

工期は契約翌日から、平成24年2月17日までとする。

被災家屋等撤去業務仕様書

- 1 委託業務名 #N/A
- 2 委託期間 #N/A #N/A
- 3 委託場所 家屋等の所在 (地番) #N/A
(住居表示) #N/A
所有者氏名 #N/A
所有者住所 #N/A
- 4 支払条件 完了後一括払い
- 5 被災家屋等撤去業務の受託者は、次に記載する項目を遵守し委託場所の被災家屋等を撤去するものとする。
- 6 被災家屋等撤去業務の着手にあたっては、所有者等の立合いを求めること。所有者等の立合いがなければ着手してはならない。
- 7 着手前、施工中及び施工後の写真を同一方向より撮影し、完了報告書とともに提出すること。
- 8 着手前、施工中に家財等の搬出が必要な場合は協力すること。
- 9 近隣対策は、受注者の責任において適切に行うこと。
- 10 解体等に支障となる電気・ガス・電話・水道・下水道等の各施設が存在する場合は、その施設の管理者と事前に十分協議し調整を行うこと。
- 11 施工にあたっては第三者の安全確保に努めること。
- 12 建物の基礎は、原則撤去すること。土地の境界を示す境界杭や境界を表すものは、保存すること。
- 13 解体は手壊しと機械との併用をすること。特に隣家と近接する部分は必ず手壊しとし、隣家に支障を与えてはならない。
- 14 粉じんの発生防止のため、次の対策を講じること。ただし、倒壊の恐れなどにより、人の安全が守られないときなどの緊急を要する場合については、弾力的な対応をしても差し支えない。
 - (1) 施工現場に散水やシートでカバーする等の対策を講じること。
 - (2) アスベスト吹付材があった場合には、作業を中止し市へ連絡しその指示によること。
- 15 ブロック塀は、倒壊する危険のある部分のみ撤去すること。
- 16 ブロック塀等の基礎は撤去せず、また、土留めの機能を有している場合は、流失しない程度に撤去すること。
- 17 解体に伴う廃棄物は、市指定の分類に分別し、市が指定する搬入場所へ搬入する。
- 18 石膏ボード類については、飛散しないよう袋詰めし、市が指定する搬入場所へ搬入する。
- 19 解体に伴う廃棄物を搬入するときは、搬入許可証を提示すること。

20 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり暴力団員等による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報等をおこなうこと。
- (2) 受注者は、上記(1)により警察に通報を行った場合には、速やかに生活環境課長にその内容を書面により報告すること。
- (3) 受注者、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、生活環境課長と協議をおこなうこと。